

EU AI 法：汎用目的 AI の行動規範及びガイドラインの最終版等の公表 －各文書の位置付けとエンフォースメントの枠組み－

ヨーロッパニュースレター

2025 年 7 月 30 日号

執筆者:

石川 智也

n.ishikawa@nishimura.com

服部 啓

k.hattori@nishimura.com

2025 年 8 月 2 日の汎用目的 AI モデルの提供者に課される義務の適用開始に向けて検討が進んでいる。2025 年 7 月 10 日には汎用目的 AI モデルの行動規範(Code of Practice)の最終版¹と行動規範への署名者向けフォーム²が、同月 18 日には汎用目的 AI モデルの提供者の義務の範囲に関するガイドライン³が、同月 24 日には学習コンテンツの公表用サマリーの説明文書及びそのテンプレート⁴が、相次いで公表されている。ガイドラインが汎用目的 AI モデルの提供者の義務を明確にし、行動規範がその義務の具体的な遵守方法を示すという意味において、ガイドラインは行動規範を補完する関係にある。また、ガイドラインは、学習コンテンツの公表用サマリーを補完する関係にもある(以上につき、ガイドライン(10))。そして、AI Office は、汎用目的 AI モデルの提供者に対し、行動規範への署名を呼び掛けており、汎用目的 AI モデルの提供者がこれに応じるかという点も注目されている。本稿では、各文書の位置付け及び構成とエンフォースメントの枠組みを解説する。

1. 各文書の位置付け及び構成

(1) 汎用目的 AI モデルの提供者に対する規制

汎用目的 AI モデル(後記(3)参照。ここでは生成 AI をイメージすると良いだろう)は、EU における多くの AI システムの基盤となりつつある一方で、重大なリスクをもたらし得ることから、AI の安全性及び透明性を確保するために、EU AI 法ではこうしたモデルの提供者に対して一定の義務(具体的には、①AI Office 及び

¹ European Commission, Code of Practice for General-Purpose AI Models, available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>.

² European Commission, Code of Practice for General-Purpose AI Models – Signature Form, available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/ai-office-invites-providers-sign-gpai-code-practice>.

³ European Commission, Annex to the Communication to Commission “Approval of the Content on the Draft Communication from the Commission - Guidelines on the Scope of the Obligations for General-purpose AI Models Established by Regulation (EU) 2024/1689 (AI Act)”, C(2025) 5045 final (Jul. 18, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/guidelines-scope-obligations-providers-general-purpose-ai-models-under-ai-act>.

⁴ European Commission, Annex to the Communication to Commission “Approval of the Content on the Draft Communication from the Commission - Explanatory Notice and Template for the Public Summary of Training Content for General-purpose AI Models Required by Article 53 (1)(d) of Regulation (EU) 2024/1689 (AI Act)”, C(2025) 5235 final (Jul. 24, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/explanatory-notice-and-template-public-summary-training-content-general-purpose-ai-models>.

加盟国当局向けの情報提供文書の作成・アップデート、②汎用目的 AI モデルを組み込もうとする AI システムの提供者向けの情報提供文書の作成・アップデート、③著作権等に関する EU 法の遵守を含むポリシーの実装、④学習に使用されたコンテンツの詳細なサマリーの作成・公表)を課している(EU AI 法 53 条 1 項)⁵。また、システムックリスクを有する汎用目的 AI モデルの提供者については、そのリスクの重大性を踏まえ、規制が加重されている(EU AI 法 55 条 1 項)。

(2) 行動規範の位置付け及び構成

汎用目的 AI の行動規範(The General-Purpose AI Code of Practice。本稿において「行動規範」という)は、汎用目的 AI モデルに関する EU AI 法上の規律の遵守の支援を目的に、独立した専門家を議長として様々な利害関係者による協議を経て作成される自主的なツールであり⁶、汎用目的 AI モデル(システムックリスクを有するものを含む)の提供者が、EU AI 法に基づく義務をどのように遵守すべきかを具体的に示すものである⁷。行動規範の最終版⁸は、①透明性、②著作権、③安全性・セキュリティの 3 つの章で構成される⁹。汎用目的 AI モデルの提供者全般に適用される EU AI 法 53 条 1 項の義務に対応しているのは、①透明性及び②著作権に関する章のみであり、③安全性・セキュリティは、システムックリスクを有する汎用目的 AI モデルの提供者が EU AI 法 55 条に基づく義務の遵守を証明する手段として示されている(但し、システムックリスクを有しない場合も署名は可能である。EU AI 法 56 条 7 項、ガイドライン(97))。各章と EU AI 法の条文との対応関係及びその項目は以下のとおりである。

章	EU AI 法の条文	講すべき措置の項目
透明性	53 条 1 項(a)(b)、Annex XI・XII	・ 「Model Documentation Form」に記載される項目を含むモデル文書の作成及び最新の状態へのアップデート ・ AI Office 及び川下の提供者への情報提供 ・ 情報の品質、完全性及びセキュリティの確保
著作権	53 条 1 項(c)	・ EU 著作権法を遵守するポリシーの策定・アップデート・実装 ・ Web クローリング時に合法的にアクセス可能な著作権で保護されたコンテンツのみの複製・抽出 ・ DSM 著作権指令¹⁰ 4 条 3 項を遵守するための Web クローリング時における権利留保の特定・遵守 ・ 著作権侵害のおそれのある出力のリスク低減措置 ・ 影響を受ける権利者との連絡窓口の設置及び苦情の受付

⁵ European Commission, "[Drawing-up a General-Purpose AI Code of Practice](#)".

⁶ European Commission, "[The General-Purpose AI Code of Practice](#)".

⁷ European Commission, "[General-Purpose AI Models in the AI Act – Questions & Answers](#)".

⁸ AI Office 及び AI Board がアセスメントを行い、正式に承認される。

⁹ European Commission, "[The General-Purpose AI Code of Practice](#)".

¹⁰ Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on Copyright and Related Rights in the Digital Single Market and Amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC (Text with EEA Relevance.)

安全性・セキュリティ	55 条 1 項、56 条 5 項、53 条 1 項(a)、前文(110)(114)(115)	・ システミックリスクを管理する安全・セキュリティフレームワークの採択 ・ システミックリスクの特定 ・ システミックリスクの分析 ・ システミックリスクの受容可否の判定 ・ ライフサイクルを通じた適切な安全確保措置の実装 ・ ライフサイクルを通じた適切な水準のサイバーセキュリティ保護措置の実装 ・ 安全性・セキュリティモデル報告書の策定・アップデート・AI Office への届出 ・ システミックリスクを管理する責任分配 ・ AI Office への重大インシデントの報告 ・ 追加の文書化及びフレームワーク・モデル文書の公表による透明性の確保
------------	---	--

行動規範を遵守して EU AI 法上の義務を遵守する汎用目的 AI モデルの提供者は、署名者向けフォームに記入して AI Office に送信することが求められる¹¹。汎用目的 AI モデルの提供者は、行動規範に自主的に署名し、これに準拠することで、EU AI 法への遵守を証明しやすくなる¹²。

(3) ガイドラインの位置付け及び構成

汎用目的 AI モデルの提供者の義務の範囲に関するガイドライン(本稿において「ガイドライン」という)は、汎用目的 AI モデルに関する義務の適用範囲を明確にすることを目的としている。具体的には、以下の 4 点について解説している¹³。

- ① 汎用目的 AI モデルに該当する場合(具体的には、FLOP が 10 の 23 乗を超える計算能力を有しており、言語(テキスト又は音声いずれも含む)、テキストから画像又はテキストから動画を生成することができる場合。但し、モデルが顕著な一般性を示さず、又は、広いレンジの特徴的なタスクを実行できない場合は除く)、汎用目的 AI モデルのライフサイクルとその具体的な規律、システミックリスクを有するとされる場合とその具体的な規律
- ② 汎用目的 AI モデルに関する義務が課される要件である「提供者」及び EU 域内への「上市」の概念
- ③ 無償のオープンソースライセンスに基づいてリリースされ、透明性要件を満たす(EU AI 法 53 条 2 項)として汎用目的 AI モデルの提供者が一部の義務の適用免除を受ける条件
- ④ 汎用目的 AI モデルの提供者が行動規範の遵守・実装を選択することによるメリット及び欧州委員会による 2025 年 8 月 2 日以降の法令遵守に対する監督・執行に当たってのスタンス

(4) 学習コンテンツの公表用サマリーのテンプレートの位置付け

学習コンテンツの公表用サマリーのテンプレート及びその説明文書は、汎用目的 AI モデルの提供者が、学習に使用されたコンテンツの詳細なサマリーを作成及び公表する義務(EU AI 法 53 条 1 項(d))に対応するための文書である。本テンプレートは、準拠するか否かが事業者の選択に委ねられている行動規範とは異なる

¹¹ European Commission, [“AI Office invites providers to sign the GPAI Code of Practice”](#).

¹² European Commission, [“General-Purpose AI Models in the AI Act – Questions & Answers”](#) - “What are the legal effects of the Code of Practice?”.

¹³ European Commission, [“Learn more about the guidelines for providers of general-purpose AI models”](#).

り、EU AI 法 53 条 1 項(d)を遵守するために使用が義務付けられる点に注意が必要である¹⁴。

2. 汎用目的 AI モデルの提供者へのエンフォースメントの枠組み

(1) 行動規範を遵守するメリット

汎用目的 AI モデルの提供者は、行動規範の遵守を通じて EU AI 法 53 条 1 項及び 55 条 1 項に定める義務への遵守を示し得る(EU AI 法 56 条 6 項、ガイドライン(94))。欧州委員会は、行動規範を遵守する者に対しては、行動規範を遵守しているかという観点から監督を行うとされる(ガイドライン(94))。

他方で、行動規範を遵守しない場合、(例えば、行動規範で求められている措置との差分の分析を行う等して)どのように EU AI 法 53 条 1 項及び 55 条 1 項に定める義務を遵守しているか証明し、自らが講じた適切な措置を AI Office に報告する必要があるとされる。とりわけ、汎用目的 AI モデルの評価のため、AI Office からより多くの情報やアクセス要求を受ける可能性がある旨が留保されている点は注目に値する(以上につき、ガイドライン(95))。加えて、行動規範へのコミットメントは、欧州委員会により、汎用目的 AI モデルの提供者への制裁金の緩和材料として考慮され得るとも明記されており(ガイドライン(96))、汎用目的 AI モデルの提供者にとって、行動規範の遵守を通じて法令遵守を目指すことが、当局による監督・執行の文脈における負担の軽減に繋がることが示唆されている。

(2) 適用及びエンフォースメントの開始時期

汎用目的 AI モデルの提供者の義務は、2025 年 8 月 2 日から適用が開始される(EU AI 法 113 条(b))。もっとも、同日より前に EU 域内に上市された汎用目的 AI モデルの提供者は、2027 年 8 月 2 日までに当該義務の遵守に必要な措置を講じることで足りる(EU AI 法 111 条 3 項)。ガイドラインは、これを受けて、過去の学習用データに関する情報が入手できない場合や入手に不相当な負担をもたらし得る場合等に再学習やアンラーニングを実施する必要はないことを確認する一方で、著作権ポリシーや学習のために使用されたコンテンツの概要においてかかる事情を明記し、正当化することが義務付けられるとする(ガイドライン(111))。

また、欧州委員会は EU AI 法に基づく執行を 2026 年 8 月 2 日まで実施しないが、ガイドライン上、2025 年 8 月 2 日以降、汎用目的 AI モデルの提供者の義務に関する規定は適用される旨が確認されている。とりわけ、同日以降にシステミックリスクを有する汎用目的 AI モデルを EU 域内に上市することを意図して、同日時点でモデルの学習を完了、遂行又は予定している提供者は、EU AI 法 52 条 1 項に基づき、遅滞なく、かつ、2025 年 8 月 2 日から 2 週間以内に欧州委員会に通知し、同法の完全な遵守のため AI Office に協力することが求められる。また、2026 年 8 月 2 日以降は、その時点で完全に遵守できていなければ、EU AI 法 101 条で規定される要素を考慮して制裁金を科すことでエンフォースメントを行うことが明記されており(以上につき、ガイドライン(115))、可及的速やかに汎用目的 AI モデルに関する義務を遵守することが求められているといえる。

¹⁴ European Commission, [“Template for general-purpose AI model providers to summarise their training content – General FAQ”](#).



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com